

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 28 年以降 230 万人を超えており、自然減を上回る他地域からの社会増が続いてきたが、令和 3 年 10 月 1 日現在においては 25 年ぶりの減少となり、今後令和 5 年をピークに減少していくものと推計されている。

名古屋圏の経済は、令和 8 年の第 20 回アジア競技大会の開催や、リニア中央新幹線の開業を見据えた名古屋駅前を中心とした大規模再開発が進む中、輸出や設備投資の増加などにより拡大基調にある一方、少子高齢化に伴う人口構造の変化やロボット、AI、IoT、ビッグデータなどを活用した技術革新である第 4 次産業革命の進展、自動車産業で進展する産業構造の変革など、本市経済を取り巻く状況は大きく変化している。

市内の事業所数（平成 28 年）を産業別にみると、卸売業・小売業やサービス業など第 3 次産業の比率が 8 割を超えている。また、愛知県に占める割合をみると、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業が 5 割以上を、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、宿泊業・飲食サービス業が 4 割以上を占めており、本市は名古屋圏に集積するものづくり産業のビジネス拠点としての機能を果たしている。

本市には、圏域の強みであるものづくり産業や大都市ならではの商業・サービス業など、多様な業種が集積しているが、本市事業所の多数を占める中小企業は、少子高齢化や人手不足への対応等の厳しい事業環境にある。また世界経済に戦後最悪の落ち込みをもたらした新型コロナウイルス感染症や、国際的な原材料価格の高騰などの影響により、その経営環境は一層厳しい状況となっている。このような中、中小企業の生産性を向上させることは重要な課題であり、中小企業の設備投資を支援することで本市の産業競争力の向上を図り、本市経済の持続的発展につなげていくことが重要である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、年間 150 件程度の先端設備等導入計画を認定することで、中小企業者の先端設備等の導入を促し、東海地域の中核都市として更に経済発展していくことを目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は圏域の強みであるものづくり産業や大都市ならではの商業・サービス業など、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は圏域の強みであるものづくり産業や大都市ならではの商業・サービス業など、多様な業種が広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、暴力団と密接な関係を有する者との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。